海洋プラスチックごみ対策 PT 中間報告(案)について

NO	中間報告(案)
1	海洋プラスチックごみ対策プロジェクトチーム(PT)中間報告(案)
2	2018 年 12 月 13 日
3	
4	I.背景及び PT 設置の目的
5	
6	我が国では、経済発展とともにプラスチック類の利用範囲及び使用量は着実に
7	増大し、生活における利便性の向上、食品等の貯蔵寿命の長期化、車両・家電
8	の性能向上等生活の質的向上が図られてきた。一方で、途上国等でもプラスチッ
9	ク類の利用が急速に進み、ポリタンクやペットボトルによる清浄水提供を通じた公
10	衆衛生の向上などにも大いに貢献してきている。海洋分野においても、例えば、
11	水産業においては漁船や漁網等の漁業資材の機能や耐久性の向上などによる
12	生産性向上、さらに産業発展に大いに寄与してきた。
13	経済発展とともにプラスチック類の使用は拡大したが、使用域から逸散すること
14	により、海洋におけるプラスチックごみ(以下、海洋プラスチックごみ)が増大した。
15	海洋ごみには、漂着ごみ、漂流ごみ及び海底ごみがあるが、漂着ごみに関する環
16	境省のサンプル調査によれば、重量ベースでは木材や自然物(流木等を含む)が
17	約7割を占めるが、個数ベースでは、プラスチック類が最も割合が高い。こうした海
18	洋ごみは、海岸等の景観を損ねるだけでなく、多様な生態系を擁する沿岸環境の
19	悪化をはじめ、海岸機能の低下、誤飲・誤食などによる生物への危害、漁業生産
20	への悪影響等、様々な被害をもたらしている。また最近では、マイクロプラスチック
21	による汚染といった問題が注目を集めている。
22	このような海洋プラスチックごみ問題について、近年、国内外で関心が高まって
23	いる。特に、国際的には、2015年の持続可能な開発目標(SDGs)において、海洋
24	ごみの削減がターゲットの一つに掲げられた。また、2017年の国連環境総会では
25	「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチック」に関する決議が採択された。さ
26	らに、G7においても継続的に議題として取り上げられ、2018年9月に開催された
27	G7ハリファックス環境・海洋・エネルギー大臣会合では、革新的な社会的・技術的
28	な解決策の発展にインセンティブを与え、プラスチックの廃棄管理を改善する革新
29	的な方法を見つけること等を通して、資源効率を高め、海洋プラスチックごみを削
30	減することを目的とした「海洋プラスチックごみに対処するためのG7イノベーション
31	チャレンジ」が採択された。
32	一方で、国内に目を転じれば、各地方自治体等では、海岸に漂着した流木やご
33	み等の回収処理を精力的に実施しているが、漂着量が膨大で、適時に対応がで
34	きない場合もある。更に、海外におけるレジ袋、ストローなどの使用規制の導入、
35	本年6月の海洋プラスチック憲章、マイクロプラスチック問題などが、新聞やテレビ

36 等を通じて度々報道される中、国内的にも海洋プラスチックごみ問題への関心が 37 急速に高まってきている。

このような中、今後の海洋ごみ対策の指針となる海岸漂着物処理推進法(美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律)の一部改正に基づく「基本的な方針」の改定や、本年6月に閣議決定された第4次循環型社会形成推進基本計画を踏まえた「プラスチック資源循環戦略」の策定の動きが本格化している。さらには、2019年6月開催予定のG20大阪サミットにおいて、海洋ごみ問題が議題として取り上げられることとなり、国内対策とともに国際的な連携・協力の加速化も求められている。

海洋ごみ対策、並びに海洋ごみ問題にも対応した沿岸域の総合的管理は、第 3期海洋基本計画においても取り上げられた重要な課題であり、今後の「基本的 な方針」等を踏まえた海洋プラスチックごみ対策に係る施策の具体化や推進のた め、参与会議として意見し、海洋基本計画の総合的かつ計画的な推進を図ること を目的として、本プロジェクトチームを設置した。

また、本プロジェクトチームでは、関係府省における個別施策の速やかな検討・ 具体化を促すため、これまでの検討の内容を中間報告として取り纏めることとし た。なお、本中間報告は、次回参与会議に報告のうえ公表される予定である。

Ⅱ. 海洋プラスチックごみ問題に関する基本的認識

(1) 海洋プラスチックごみの増大とその影響

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

535455

56 57 58

59

60

61

62

63 64

65

66

67

68 69

70

71

72

73

74

1950年以降に生産されたプラスチック類は83億トン超で、63億トンがごみとして 廃棄され、そのうち79%が埋め立て又は海洋等の自然環境に投棄されたとの報 告がある。現在もなお、陸域から多くのプラスチックごみが海洋に流出している が、特に、東アジアや東南アジア諸国を起源とするものが最も多いことが報告さ れている。これらは海流によって運ばれ、我が国の海岸にも大量に漂着してい る。一方で、我が国でもかつては廃棄物処理等が必ずしも十分でなく、プラスチッ ク類が海洋へ流出していたが、今もなお、沿岸域では、国内を起源とする漂着・漂 流ごみが多く存在している。また、ハワイ東方には他の海域に比較して多くの海 洋ごみが漂流する海域が確認されており、東日本大震災により大量の漂流ごみ が発生した影響もあると思われるが、日本製のペットボトルなどのプラスチックご みも相当程度存在し、これらの一部は北米大陸西海岸に漂着しているとの指摘も ある。さらに、海底ごみは直接目にする又は存在を認識する機会が一般的に限ら れているが、我が国周辺海域における底びき網漁業の操業や環境省による底曳 き網を用いた調査、海洋研究開発機構(JAMSTEC)が公開している深海ごみの 映像などから、海洋プラスチックごみは沿岸域に止まらず沖合域や深海にまで海 洋全体に広く分布していることが実際に確認されている。

しかしながら、海洋に流出したとされる海洋プラスチックごみの量については推計値しか存在せず、その分布や総量のデータなどの科学的知見が不足している。

プラスチック類の使用は世界的には引き続き増加しているとともに、その一部は陸域から海洋に流出し続けている。海洋プラスチックごみは、流木等と異なり自然界では容易には分解されず、人為的に回収しない限り海洋において存在し続け、その賦存量は確実に増大していく。2050年には、海洋中のプラスチックが、魚の量を超えるとの研究報告もある。こうしたプラスチック類を含む海洋ごみは、海岸等の景観を損ねるだけでなく、多様な生態系を擁する沿岸環境の悪化をはじめ、海岸機能の低下、誤飲・誤食などによる生物への危害、漁業生産への悪影響等、様々な被害をもたらしている。

また、プラスチックごみのうち、マイクロプラスチックと呼ばれるものには、洗顔料のスクラブ(数百 μm)や研磨剤に使われる微粒子(数 μm~数百 μm)や、プラスチック製品が経時的な劣化に伴い破砕され微細化したもの(5mm 以下)がある。これらが、河川や海洋へ流出した場合、完全に回収することは困難となる。これらマイクロプラスチックは、動物プランクトンや濾過摂食動物による誤食に加え、河川や海洋を漂ううちに吸着した化学汚染物質や添加剤等の含有する化学物質が食物連鎖中に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。しかしながら、それらの解明にむけた調査研究が進められているが、分布を含めたその実態や影響の評価等に関する知見はまだまだ乏しい状況にある。

(2) 海洋プラスチックごみの発生の態様と特徴

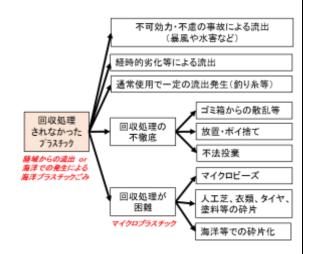
我が国では、プラスチック類に関してはリユースやリサイクルなど資源循環に努めたうえで、熱回収を含め焼却処理や埋め立て等を適切に行うよう施策を推進してきた。しかしながら、こうした努力にかかわらず、ごみの不十分な回収管理による散乱、放置、ポイ捨てや不法投棄によって、一部のプラスチック類は、陸域等から海洋への流出により、海洋プラスチックごみとなっている。

加えて、陸上及び海上を問 114 わず、台風、水害などの自然災 115 害や不可抗力・不慮の事故に 116 よる流出や、経時的な劣化等 117 による破損など、プラスチック 118 製品の意図しない流出などに 119 もより、海洋プラスチックごみは 120 121 発生している。

> 海上や沿岸域においても、 様々な形でプラスチック類は使 用されている。例えば、水産分 野では、漁業活動のベースとな る漁船のうち、約9割を占める 小型船はほぼ全てがFRP(繊

(参考)海洋プラスチックごみの発生の態様

プラスチック類のリユースやリサイクルを通じた資源 循環や熱回収を含めた焼却などの廃棄物処理が行 われているにも関われず、回収処理されなかった一 部が、陸域からの流出等で、海洋ごみとなっている。



維強化プラスチック)漁船であり、漁網やロープを含めた漁業用資材の多くもプラスチック製品である。さらに、養殖用のフロートや生簀網、更には漁獲物の輸送用魚箱なども含めて、各種資材は大宗がプラスチック製品である。その一部は、海洋に流出して海洋プラスチックごみとなっている。特に、流出した漁網等は、意図せず継続して魚介類や海洋生物を捕獲し、海洋生態系に影響を及ぼすことが報告されており、ゴーストフィッシングとも言われている。

また、一般市民が海洋に親しむ際に用いられる小型船舶、遊漁用の釣糸や各種道具類等もその大宗はプラスチック製品又はプラスチック類が組み込まれたものである。こうした海洋レジャーにおいても、釣糸の根掛かり、飲食時等におけるペットボトルや包装用資材等の放置や流出などにより、海洋プラスチックごみが発生している。更には、台風の波浪等により海の家等が被害を受けて海洋プラスチックごみが発生する事例も見られる。

他方で、マイクロプラスチックに関しては、劣化した人工芝や塗料等の砕片、タイヤの磨耗粒子、洗顔料などに含まれるマイクロビーズなど、一旦海洋に流出すれば回収自体が困難であり、さらに、海洋においても経時的な劣化や海岸での波浪による衝撃等によりマイクロプラスチックとなる場合もある。

このように、海洋プラスチックごみは様々な要因で発生しており、これらを完全に排除することもまた困難な課題であるが、その発生の態様や特徴を十分に把握した上で、対策を講じていく必要がある。

147

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

148

148

Ⅲ.海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて改善・強化すべき取組

150 151

152

海洋ごみ対策の基本は、引き続き、陸域等でごみとなること自体や海洋への流 出を防ぐ発生抑制と流出してしまったごみの回収処理を効果的に組み合わせて 実施することである。海洋プラスチックごみの発生は、自然災害の影響等が大きい木材や自然物と異なり、その主たる発生原因が日々の社会経済活動に起因するところが大きい。従って、日常生活や企業活動において、プラスチック類の3Rや廃プラスチック類の適正処理の徹底により、陸域等でごみとなること自体や海域への流出を防ぐという発生抑制対策がより重要となる。

具体的には、まず、市街地等におけるごみの放置やポイ捨て、陸域・海域を問わず廃棄物の不法投棄による海洋ごみの発生を抑制するため、現場での指導や徹底した取り締まり行うことが必要である。併せて、日常の消費行動を通じて、持続可能な、よりよい社会の構築に積極的に参画する消費者を育成する消費者教育や、環境教育などを通じて国民に対する普及啓発を推進していく必要がある。更に、プラスチック製品をできる限り長期間使用しつつ、使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用(熱回収によるエネルギー利用を含め)を図ることや、適正な廃棄物処理を徹底することが重要である。その上で、ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチック類の使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすとともに、自然環境への負荷にも配慮しつつ、より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料や再生可能資源(紙、バイオプラスチック等)に適切に切り替えていくことが必要である。

加えて、自然災害などでの流出による海洋プラスチックごみの発生源対策を徹底することが重要である。海洋においても、例えば、漁網やロープなど海域で使用される資材については、荒天や災害等に備えた設備点検の徹底を行うとともに、経時的に劣化する資材等については適時適切な交換や使用する資材の見直し等についても適切に対処するよう指導を行っていく必要がある。海洋レジャーを楽しむ方々に対する、ごみの持ち帰りや回収努力の徹底など、現場での指導や普及啓発を行っていくことも必要である。

また、海洋に一旦流出してしまった海洋プラスチックごみについても、地域住民の生活や経済活動に支障を及ぼしている場合等には、分布や賦存量などの実態や海洋環境への影響等を踏まえ、環境保全への効果等にも留意した効果的な処理に努めることも必要である。

このように、海洋プラスチックごみ対策については、排出抑制に重点を置きつつ、効果的な回収処理に努めることを基本とし、II の基本認識に基づき、以下のとおり取組の改善・強化を図ることを通じて海洋プラスチックごみ問題に取組んでいく必要がある。

1. 施策推進の基盤となる科学的知見の充実の推進等

近年、我が国における海洋ごみに関する調査研究は、研究内容やそれを実施するための予算措置など充実が順次図られてきている。しかしながら、海洋ごみの分布や賦存量、種類、大きさ等の実態、海洋生態系への影響に対する評価な

ど、未だ十分な情報の蓄積は図られていない。特に、マイクロプラスチックに関し 192 193 ては、プラスチック類がどのようなメカニズムで劣化し、粉砕・微細化していくか、 海洋中においてどのように輸送され、海洋のどこに蓄積されるか、その挙動・動 194 態、化学物質の吸着・放出やマイクロプラスチックを取り込んだ魚介類等を通じた 人体への影響などは未解明である。 196

> 今後の海洋プラスチックごみ問題への対応において、施策の具体的な内容や 優先順位を的確に判断し、国民的な理解と協力を得ながら効果的に施策を推進 するために、マイクロプラスチックを含めた海洋プラスチックごみに関する調査研 究を推進し、迅速かつ継続的に科学的知見の充実を図ることが重要である。

海洋ごみは我が国の外から流入するものもあれば、我が国から出たものが他 国の沿岸に漂着するものもあることから、我が国沿岸域のみならず外洋を含む地 球規模での調査研究が必要との前提に立ち、以下の取組も併せ、調査研究の成 果を効果的に活用する。

(1)海洋プラスチックごみ問題の「見える化」

海洋プラスチックごみがどういった過程を経て発生しており、その態様毎の数量 がいかほどか、さらにそれらが海洋でどの様に存在し、どの様な影響を及ぼすか を知ることは、国民的な理解と協力を得つつ、効果的な海洋への排出抑制対策を 講じていく上で重要な情報となる。このため、調査研究等で得られた情報に基づ き、国民自身が日常生活のなかで海洋プラスチックごみを発生しないように取り 組むべき事項や留意すべき点、海洋産業を含め企業等がその活動において取組 を強化すべき内容などを含め、海洋プラスチックごみ問題の実態や対策につい て、研究機関等の協力も得つつ、国民や企業等に分かり易い形で情報提供する 海洋プラスチックごみ問題の「見える化」を推進して行く必要がある。

なお、こうした「見える化」された情報については、環境教育や消費者教育など 普及啓発においても積極的に活用していく必要がある。

(2)調査研究の効率的な推進を担う総合調整の場づくり

関係府省や関係機関におけるマイクロプラスチックを含めた海洋ごみに関する 調査研究の概要については、環境省が海岸漂着物対策推進会議の事務局として 取り纏め、情報共有が図られてきている。

関係府省や関係機関における調査研究については、それぞれの府省の所管に 基づきその内容や範囲を定め、関係機関等が実施している。こうした調査研究を より効率的に進めていくため、関係機関間の連携や役割分担、研究手法の調整 等を行うことが重要である。

このため、関係府省のみならず、実際の調査研究に携わる研究者・専門家を交 え、調査内容・手法や実施体制に関して情報を共有し、相互に調整が図れるよう な場(枠組み)づくりを進めていく必要がある。

230

195

197 198

199

200 201

202

203 204

205

207 208

206

209 210

211 212

213

214 215

216 217

218 219

220 221

222

223 224

225 226

227

228

229

231 (3)予防的アプローチ及び順応的管理の考え方を取り入れた取組の推進

施策の実施にあたっては、科学的な知見をベースに進められることが大前提である。しかしながら、マイクロプラスチックを含めた海洋プラスチックごみは年々増大するとの研究報告もあり、深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、予防的アプローチによる取組を検討し、仮に取組を導入した場合には、蓄積された科学的知見に基づき取組措置の改善を図るという順応的な管理を推進していく必要がある。

2. 沿岸域の総合的管理の一環として海洋環境保全活動の推進

現行海洋基本計画において、「沿岸域の総合的管理に当たっては、森・里・川・ 海の繋がり、流域全体の水循環や生態系管理を意識し、問題解決に必要な一定 の広がりにおいて、人が関わって、よりよい海をつくって豊かな恵みを得るという 「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応、生物多様 性の保全や海洋ごみ対策等を含めて総合的に取り組む。」としている。

こうした取組の推進において中心的な役割を果たすことが期待されるのは、民間団体や地方自治体などで構成する「協議会」である。こうした協議会は、保全対象や地域の実態等に応じて様々な環境保全活動にも取り組んでおり、その一環として海岸清掃活動も行われている。協議会活動の普及拡大等を通じた沿岸域の総合的管理を推進していく中で、海洋ごみ問題についても、自治体や民間団体やボランティア、企業等との一層の連携を図り、取り組んでいくことが期待される。

(1)効果的な海岸清掃活動等の実現に向けた民間団体等との連携強化

公益財団法人かながわ海岸美化財団の調査報告によれば、海岸に漂着し回収された海洋ごみのうち相当量が陸域を起源とするものであり、市街地や道路に放置されたペットボトルなどが、風により又は水路を通じて河川に流出し、最終的に海洋に排出されるようなものもあり、流域を意識した幅広い関係者との連携・協力の必要性を示す事例である。また、同団体は、県と沿岸市町からの負担金を財源として、海岸で行う清掃活動の一元管理を実施しており、直営清掃、委託清掃、及び民間団体やボランティア等の清掃活動を調整して連動させることで、効果的かつ効率的な海岸清掃活動が実現し、海岸美化が保たれていることを報告してい

る。

他方、三重県からは、ボランティアによる海岸における漂着ごみの清掃活動と、海岸管理者による重機を使った流木処理とが結果的に連続的に行われることにより、美しい海岸線を取り戻すことができたとの報告があった。これらは、民間団体やボランティア等が行う清掃活動を行政機関としても十分に把握し、相互に連携することで、効果的な海岸管理に資することを示す事例である。

これまでも、海岸法に基づく海岸協力団体に指定された団体と海岸管理者とが相互に情報共有し、意見交換しながら、よりよい海岸づくりを目指す取組も一部の

270 271 海岸では進められている。

272

273 274

275

276

277 278

279 280

281

282 283

284 285

286 287

288 289

290

291 292

293 294

295 296

297

298 299

300 301

302 303

304

305 306

307

308

内陸部の自治体や土地の所有者・占有者や管理者、民間団体や企業等も含 め、幅広い関係者の取組の展開が可能となるよう、清掃活動に関して実務レベル での現場調整を円滑に進めるためには、都道府県や市町村に、相談や照会を受 けるための窓口を設置することが必要である。

(2)海岸清掃活動への参加を通じた効果的な「国民の理解の増進」

かながわ海岸美化財団の活動において、海岸清掃活動と一体として普及啓発 の活動を行うことで、海岸でごみを拾うだけでは一時的な効果しかないことを知 り、日常生活の中でごみを出さない・拾うこと、リサイクルに取り組むことなど、発 生抑制が最も重要であることを理解する貴重な機会となっているとの報告がなさ れている。環境教育を通じて幅広く海洋ごみ問題について普及啓発を図っていく ことは重要であるが、その後の実際の日常生活のなかで知識をどれだけ活かして いけるかという限界も指摘されている。海洋プラスチックごみ問題について、正しく 現実を知り、それを実感し、当事者意識を持って行動していく貴重なスタートとなる のが、実際に海岸等での清掃活動や海洋ごみ調査等に参加して行くことであると 評価される。

また、一般社団法人 JEAN(Japan Environmental Action Network) は、国際海 岸クリーンアップ(International Coastal Cleanup 略称「ICC」)の日本コーディネー ターとして、全国規模のクリーンアップキャンペーンと集めたごみの市民調査を行 っている。ICC は、プラスチックごみの増加による海洋環境への影響が顕著となっ てきたことから、ごみを元から減らすためのデータをとる行動で、2017 年には世界 107 の国と地域から約80万人のボランティアが参加して実施された。世界各地か ら寄せられたデータは、分析・考察されて海洋ごみを元から減らすための資料とし てフィードバックされ、各地で政策提言などに活用されている。ICC は、調査への 参加自体が教育効果を持ち、国際的な実態把握と情報共有によって、海洋ごみ 問題が海洋全体に共通する課題であること、さらに我が国自身がこれまでもそし て現在も、ごみの排出者として責任を有していることについて、改めて認識し、海 洋ごみを出さないという行動に結びつける上でも、極めて効果的であると評価され る。

国土交通省では、毎年 7 月を「海岸愛護月間」としており、平成 30 年度には、 美しい海岸を目指して、地域住民・団体が主体となって海岸清掃活動を全国 205 カ所で実施した。海岸清掃活動とともに、環境保全・啓発活動、海開きなどのいき いきとした海岸利用を目指した各種イベント等を通して海岸愛護活動を展開して いる。

このように、各地で民間団体やボランティア等によって、または企業の CSR 活 動等として、実施される地域住民参加型の海岸清掃活動は、美しい海岸を取り戻 すことに留まらず、地域住民や国民等が海洋ごみに関心を持ち、理解を深める絶 好の機会であるとの意義を再認識し、国や地方公共団体が、自らが行う事業との

309 連携や情報提供等を通じて活動を支援していく必要がある。

310 311

(3) 沿岸域の総合的管理の一環としての海洋ごみ問題への取組の推進

312 313 ① 海洋ごみ問題に関する先進的なモデル事例の構築 環境省では、現在、一部地域においてモデル的に、河川流域としての連携の進

315 316

314

318

317

319 320

321

322

323 324

325 326 327

328 329

330 331

332 333

334 335

336

337 338

339 340 341

342 343

345 346

344

め方(岡山県)や複数県の連携・協力の方策(三重県、愛知県及び岐阜県)につい て検討を進め、それらをガイドラインとして取りまとめ、全国的な普及を図っていく としている。今回の事業において、様々な関係機関が参加し総合調整が行われる 先進的なモデル事例となるよう、関係府省も積極的に協力していく必要がある。ま た、各地で行われている都道府県を主体とした回収活動や民間団体等による海

岸清掃活動等の実態や課題を把握し、現場に即したガイドラインとなるよう検討を 進める必要がある。

② 各地におけるモデル事例の構築の推進

全国各地の取組においては、他地域での模範となるような優良な事例のほか、 失敗談などについても他地域で参考となるものが相当数存在すると考えられる。 また、海岸清掃活動のみならず、様々な海洋環境の保全活動を組み合わせてい る事例も少なくない。こうした事例を幅広く収集・整理し、関係者間で情報共有す るとともに、取組を推進するための方策について検討を行い、モデル事例を各地 で構築するよう取り組んでいく必要がある。

特に、効果的かつ効率的な回収処理活動を展開するため、既存の法律や予算 措置等に基づく様々な組織体や事業活動と連携を深めていくことも重要である。 例えば、法律等に基づく組織体としては、都道府県に設置されている海岸漂着物 対策推進協議会、湾灘協議会、自然再生協議会、海岸協力団体、河川協力団 体、東京湾等再生推進会議等であり、事業活動としては、海岸漂着物等地域対 策推進事業、水産多面的機能発揮対策等である。一部には、それぞれの役割が 適切に果たせるような予算措置も含めた財政支援も行われており、こうした活動と の連携強化に向けて、国として積極的に助言・指導していく必要がある。

③ 海洋ごみ問題に対応した沿岸域の総合的管理への取組を推奨する枠組みの 検討

今後の海洋ごみ問題に対応した沿岸域の総合的管理のモデルとなるような事 例を抽出し、その取組内容や体制、その効率性、持続可能性など、様々な角度か ら情報収集・分析を行い、他地域での参考となる推奨すべき諸点を特定する。そ の上で、各地の取組事例のうち、推奨すべき諸点が多く存在する取組について、 沿岸域の総合的管理に関する優良な事例として推進していくための方策を検討 するとともに、これを活用して、海洋ごみ問題に係る取組を全国的に展開していく 枠組みを構築していくことについて検討を進める必要がある。

3. イノベーションを通じた海洋プラスチックごみ問題への対応

去る9月に開催されたG7ハリファックス環境・エネルギー・海洋大臣会合において、G7の海洋プラスチックごみ問題に対する今後の取組をまとめた「海洋プラスチックごみに対処するためのG7イノベーションチャレンジ」が採択された。本チャレンジの目的は、革新的な社会又は技術の解決策の開発にインセンティブを与え、プラスチックの廃棄物管理を改善する革新的な方法を見つけること等を通して、資源効率性を高め、海洋プラスチックごみを削減することであり、イノベーションの促進のため、①製品設計・廃棄物防止、②廃棄物・廃水管理及びクリーンナップ、③市場、教育、啓発等に関して、具体的な目標を掲げている。さらに、実施メカニズムとして、官民連携、G7各国内の枠組み、世銀など多国籍組織の信託基

G7 イノベーションチャレンジに掲げられたそれぞれの目標の達成には、単に研究技術開発の推進のみならず、その成果を、国民的な理解の下、社会経済的システムのなかに組み込んでいくということが重要である。我が国において、G7 イノベーションチャレンジの推進に向けて取組を展開していく必要がある。

金及び民間組織など第三者組織の懸賞コンテスト等により実施するとしている。

(1)社会経済システムのイノベーション「新たな文化の形成」の推進

プラスチック類は、私たちの日々の生活の中、食品や日用品の包装資材、ファーストフード店等における資材等、衣類等と、様々な場面で使用されている。今日、こうしたプラスチック類の利用は、公衆衛生や簡便性の確保、コスト面などの観点から、現在の社会経済的なシステムの基盤・前提となっている。

しかしながら、日常生活の中で頻繁に使用されている食品の包装用資材については、使い捨てされるものが多く、回避可能なプラスチックの使用の合理化が求められているという課題に挑戦するアイデアとして、G20 ユースサミット 2019 は、食品に用いられる様々なパッケージ(基本的にプラスチック製)をなくし、リユース容器による食品の販売を目指すという提案を行っている。欧米では、パッケージフリーの専門店も存在しているが、こうした取組をより幅広く展開するため、スーパーマーケットの売り場の一部に導入を拡大しようとするもので、販売コストの削減も見込まれるとしている。一方で、簡便性に慣れた国民が、自らリユース容器の洗浄や持ち込みに理解を示し、協力するのか、店側が、衛生上や効率性・コストなどの観点からその導入に踏み切れるかなど、その実現には様々な課題が見込まれるが、様々な視点・立場から新たなチャレンジを通じて、持続可能な社会経済システムの構築を目指して取組を進めていくことも期待される。その際には、経済面、技術面、食品衛生面、更にはフードロス対策に果たす役割などプラスチックの便益等を含め、総合的かつ慎重に検討を進めていくことも重要である。

限りある地球上の資源や、人類の生存の基盤ともいえる海洋や地球の環境を 保全していくためには、持続可能な社会経済システムの構築を、新たな文化の形 成と捉えて、その実現に向けた企業等の努力についても的確に評価し、その実現 387 に向けて必要な支援を行っていく必要がある。

388 389

(2)技術・研究開発のイノベーションの推進

391 392

390

393

394 395

396 397

398 399

400 401

402 403

組む必要がある。

404 405 406

407 408

409410411

412 413

414

415 416

417

4. 海洋プラスチックごみ対策の効果的な推進

し、取組を進めていく必要がある。

418 419

(1)達成目標や年限を設定した戦略的な目標設定

能性や新たなビジネスチャンスとなる可能性がある。

420 421

421 422

423

424

425

のプラスチック(容器包装等)の排出抑制や、リユースやリサイクルに関して、具体的な達成目標や年限を示して取組を進めることは、国民的な関心を高め、更には取組への理解を深めて、施策推進への協力を得ていく上で極めて重要である。さらに、目標達成に向けて、政府、地方公共団体、市民や企業、研究機関などの関係主体の取組及び成果を共有することで、今後、関係者それぞれが取り組んでい

海洋プラスチックごみの削減に向けた国内の様々な取組に関して、ワンウェイ

微生物の働きにより分解し、最終的には水と二酸化炭素に変化する性質を持つ生分解性プラスチックは、分解されないプラスチックに比べ、環境への負荷が少

ないことから、その開発が進められているが、耐久性、機能性、コスト等の要因か

ら、その用途や、使用量は未だ限定的である。また、プラスチック類の再生資材と

しての利用に関しては、リサイクル製品における品質や機能の劣化、プラスチック

こうした研究開発に関しては、国としても積極的に取り組んでいくとともに、企業

等が積極的に取組を進めていけるような環境を作り出していく必要がある。具体的には、研究開発や利用に関する政策的な位置づけを明確化し、達成目標を定

めて、産学官による連携した研究開発を推進していくこと、資源循環を実現するよ

うなリサイクルシステムの構築を進めること、製品の機能や特性を踏えた利用促進を図るための国民の理解醸成していくこと、表示(ラベリング)方法の検討やそ

の制度化、生分解性能の評価手法の国際的な標準化などについて総合的に取り

我が国の高いレベルでの技術革新や研究開発を推進するとともに、その成果

また、企業の事業活動は様々な形で海洋環境とも関わっており、環境に配慮し

た事業活動を展開していくことが求められる。海洋プラスチックごみという環境課

題に関して、様々な分野で利用されるプラスチック製品を製造、流通、販売、使用する企業においても、原料調達から製造、使用、廃棄物しての処理までの全工程

を通じて、海洋プラスチックごみとなることによる海洋環境への影響や、資源循環

や廃棄物処理も考慮した製品設計を進めていくという「ライフサイクルアプローチ」

を推進していく必要がある。こうした取組は、事業者のイメージ向上につながる可

を社会経済システムの改善に活かしていくという総合的なイノベーションを目指

製品に含まれる添加剤への対処などの諸課題の解決が求められる。

426 くべき内容が明確化され、国民的な運動として取組が推進されることが期待され 427 る。

(2)国際連携・協力による国際的な取組として推進

海洋ごみ問題については、国際的な連携・協力の下、実態の把握や海洋環境等への影響の評価を進め、科学的知見に基づき対策を実施していく必要がある。調査研究に関しては、マイクロプラスチックの調査分析手法の国際的な調和や、調査研究を担う人材の育成・確保を通じて、地球規模でのモニタリングや調査研究が進められるよう、我が国として積極的に貢献していく必要がある。気候変動問題に関しては、国際的な連携・協力の下、その実態や将来的な影響を評価し、それらに基づき達成すべき目標を掲げ、協議の上で共同して取組むべき対策を取り纏め、各国において実行に移すという先例もある。これを参考としつつ、関係国の考え方や既存の国際機関の活動等との整合性にも十分に留意しつつ、我が国として国際的な取組の推進に向けた新たな枠組みの構築に積極的に貢献していく必要がある。

特に、全球的にも海洋ごみの大きな発生源となっていると言われている東アジアや東南アジア諸国、更には途上国との連携も推進していくことが重要である。こうした国々が、調査研究分野のみならず、3Rの推進や廃棄物の適切な処理等を実現できるよう、ソフト・ハード両面での支援・協力を行っていく必要がある。

(3)参与会議における取組状況の把握

に、施策の推進状況について点検し、取組内容を見直していく、PDCA サイクルを

第3期海洋基本計画においては、施策の総合的かつ計画的に推進するため

活用した工程管理を行うこととしている。

今回プロジェクトチームから提案された内容等を含め、今後の海洋プラスチック ごみ対策に係る施策に関して、事務局及び関係府省における更なる検討を踏まえ、必要に応じて、工程表に反映するとともに、その進捗状況や成果を確認することを通じて、施策の総合的かつ効果的な推進を図る。